

健康保険 資格喪失申出書

兼 保険料還付請求書(任意継続)

健保決裁欄	常務理事	所属長	主担者	係員

下記理由により、任意継続被保険者の資格を喪失いたします。
 また、資格喪失後の支払い保険料がある場合はお届けして
 います給付金振込先口座へ還付請求いたします。

記入年月日
平成 年 月 日

任意継続被保険者証		被保険者氏名		生年月日	
記号	番号	昭和 平成	年 月 日		
91					
住所	〒 -			TEL (- -)	

下記の表の該当の番号に○印をし、必要書類を下欄に貼付して下さい。

資格喪失理由	必要書類
1 就職して他健保に加入したため	新しい保険証の写し
2 65～74歳で一定の障害状態にあることで 広域連合の認定を受けたため	後期高齢者医療被保険者証の写し

必須
 パナソニック健保の
 保険証(ご本人・ご家
 族様分全て)を返却し
 てください

新しい保険証のコピーを貼付して下さい
 (本人分のみ)

健保受付日	
資格喪失日	
年	月 日
保険料入金状況	
年 月まで入金	
返金	有・無
同月得喪	有・無

健保記入欄.....

返金内容		支払方法	
平成 年 月 ~ 平成 年 月		一年 半年 月	振込 引落
健康保険料	円	当年度	前年度
介護保険料	円	被保険者証回収	
合計	円	本人 枚	家族 枚

被保険者（被扶養者）の資格喪失の皆さまへ



＜保険証に関するご案内＞

資格喪失日以降パナソニック健保の保険証は使用できません。

◎保険証は必ずご返却ください!!

資格喪失日以降にパナソニック健保の保険証で受診されますと、後日パナソニック健保から医療費の返還請求をさせていただきます。

【例】月の途中で資格が無くなる場合（例：10月16日が資格喪失日）は
パナソニックの保険証は10月15日まで使用できます

＜次に加入する健康保険の手続きがこれからの場合＞

①国民健康保険へ加入の場合

➡ 資格喪失日から2週間以内のお手続きにより遡って加入が認められます。

②就職して他の健保保険へ加入の場合

➡ 就職先で加入の手続きをしてください。

（加入される健保によっては保険証が届くまで日数がかかります）

③その他

➡ 家族の扶養に入る・海外に移住する等で資格が無くなる場合は速やかにお手続きをしてください。

＜次に加入する健康保険証がまだ手元になく、医療機関を受診される場合＞

保険証が交付されるまでの間、医療機関で受診する予定があるときは、ご本人の申請により、「健康保険被保険者資格証明書」の交付を受けられます。詳しくは次に加入する健康保険(就職先)にご確認ください。



＜お問合せ先＞

パナソニック健康保険組合 保険業務部
フリーダイヤル 0120-878-863
(平日9:00～17:00)

ご不明なことがございましたらパナソニック健保までお問合せください。

＜なお、お問合せ時に健康保険証の記号・番号をお知らせいただくと、スムーズにご案内ができます。＞

※資格喪失日以降は、健診等のサービスも利用不可となりますので、あわせてご注意ください。(健診に関するお問い合わせ先：0120-876-533)